

## WP 国際コール利用規則

### 第 1 章 総 則

#### (適用の範囲)

第 1 条 この利用規則（以下「本規則」といいます。）は、株式会社イーストブリッジ（以下「当社」といいます。）が定める国際電話サービス契約約款（以下「約款」といいます。）に基づき、当社が利用する為の契約（以下「WP 国際コール利用契約」といいます。）に適用されます。

### 第 2 章 WP 国際コール利用契約

#### (附帯サービス)

WP 国際コールは、城下工業株式会社が提供するロードウォーリアアクセスへの附帯サービスとして任意にご利用いただくことができます。登録料、基本料、維持手数料は一切無料です。

#### (権利の譲渡)

第 2 条 当社と WP 国際コール利用契約を締結した方（以下「WP 国際コール利用契約者」といいます。）は、WP 国際コール利用契約に係る権利及び義務を第三者に譲渡することはできません。

#### (WP 国際コール通話の一時中断)

第 3 条 当社は、WP 国際コール利用契約者からの要請があったときは、WP 国際コール通話利用の一時中断を行います。

#### (通話停止)

第 4 条 当社は、WP 国際コール利用契約者が次のいずれかに該当する場合は、6 ヶ月以内の期間（料金等を支払わない場合にあつては、料金等が支払われるまでの間）を定めて、その WP 国際コール利用契約者に係る通話を停止することがあります。

(1) 支払い期日を経過しても WP 国際コール利用契約、国際電話利用契約に係る料金等を支払わないとき。

(2) 約款及び本規則の規定に違反する行為であつて、WP 国際コール通話に関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。

当社は、前項の規定により、WP 国際コール通話を停止しようとするときは、あらかじめその理由、実施期日及び期間を WP 国際コール利用契約者に通知します。

2 WP国際コールIDが次の各号のいずれかに該当する場合で、当社がそのWP国際コールIDに係る不正利用の有無を調査する必要があると認めたときは、その調査が終了し利用の安全が確保されるまでの間、そのWP国際コールIDによる通話が利用できない場合があります。

(1) 1のWP国際コールIDにより、1暦日（本邦の暦によります。）の間に、当社が定める利用限度回数を超える通話が行われたとき。

(2) その他WP国際コールIDの利用状況により不正利用が行われている疑いが発生したとき。

（料金の支払い義務）

第5条 WP国際コール利用契約者は、WP国際コール通話の通話料をロードウォーリアアクセス会員証提供の城下工業株式会社に支払わなければなりません。

### 第3章 WP国際コールID及び暗証番号

（WP国際コールIDの自動失効等）

第6条 WP国際コール通話のダイヤル操作又はオペレーターへの番号通知の際に、WP国際コール番号と暗

証番号の組合せにおいて、連続して3回の誤ダイヤル又は誤番号が告知がなされた場合、その通話の請求は無効となりますので、もう一度初めからダイヤル又は番号告知し直してください。

2 WP国際コールIDは、WP国際コールIDと暗証番号の組合せにおいて、1暦日（本邦の暦によります。）につき6回の誤ダイヤル又は誤番号が告知がなされた場合、自動的に失効します。

3 前2項の場合、WP国際コール利用契約者はロードウォーリアアクセス会員証提供会社の城下工業株式会社所定の届出書を提出することにより、新たなWP国際コール番号を受けることができます。

### 附則

本規則は、平成20年12月5日から実施します。